

「訪問入浴ステーション鹿寿苑」重要事項説明書

鹿寿苑は、まごころのこもったサービスと安心して暮らせる施設を目指します。

「気付きと行動」「責任」「地域交流」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

石川県指定 第1771600051号

当事業所はご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
5. 訪問入浴介護サービスの利用に関する留意事項.....	2
◎ 苦情の受付について.....	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人鹿南福社会
- (2) 法人所在地 石川県鹿島郡中能登町西馬場エ部56番地
- (3) 電話番号 0767-72-2600
72-3900
- (4) 代表者氏名 理事長 杉 本 栄 蔵
- (5) 設立年月 平成2年8月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問入浴介護事業所 ・平成12年3月15日指定
石川県1771600051号
※当事業所は特別養護老人ホーム鹿寿苑に併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護状態にある利用者に対し、適切な訪問入浴介護サービスの提供に当たります。
- (3) 事業所の名称 訪問入浴ステーション鹿寿苑
- (4) 事業所の所在地 石川県鹿島郡中能登町西馬場エ部56番地
- (5) 電話番号 0767-72-3900
- (6) 管理者氏名 三浦 真由美
- (7) 当事業所の運営方針 要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴援助を行うことによって、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
- (8) 開設（サービス開始）年月 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 鹿島郡中能登町
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	水曜日・木曜日
受付時間	水曜日・木曜日 8時15分～17時15分
サービス提供時間	水曜日・木曜日 8時30分～17時15分
休業日	金曜日～火曜日、8月14日～16日、12月29日～1月3日

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名		1名	従業者及び業務の管理
2. 看護職員	1名		1名	サービスの提供
3. 介護職員	2名		2名	サービスの提供

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（8割又は9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

訪問入浴設備（訪問入浴車）を利用して、居宅における入浴の介護を行います。また、体調により入浴が困難な時は、部分入浴や清拭（体を拭く）などに変更します。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問入浴介護計画に定められます。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

ご契約者の介護保険負担割合証に応じた利用料金（自己負担額）をお支払いください。

区 分	訪問入浴 介護費 ①	サービス 提供体制 強化加算 (I) ②	介護職員等 処遇改善加 算(I) ③	合計単位 (1単位= 10円) ①～③	自己負担額（単位：円）		
					1割負担	2割負担	3割負担
訪問入浴	1,266	44	131	1,441	1,441	2,882	4,323
清拭又は 部分浴	1,139	44	118	1,301	1,301	2,602	3,903

☆介護職員等処遇改善加算(I)

加算単位は、訪問入浴介護費①からサービス提供体制強化加算(I)②までの1ヶ月の総単位に加算率の10.0%を乗じて得た数値の小数点第1位を四捨五入した単位となります。

☆訪問入浴初回加算

初回の訪問入浴介護を実施した日に、訪問入浴介護費に200単位を上乗せさせていただきます。

☆看取り連携体制加算

医師が看取りと診断し、ご家族が同意した上で実施したとき、死亡日及び死亡前30日以下に限り、64単位/1回を上乗せさせていただきます。

☆ご契約者がまだ要介護認定等を受けていない場合

サービス利用料金の全額〔料金表自己負担額（1割負担）の10倍〕を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、全額（1割負担額の10倍）がご契約者のご負担となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、1枚につき実費相当額10円のご負担をお願いいたします。

(3) 利用料金のお支払い方法 前記(1)、(2)の料金・費用は、次の通りお払い下さい。1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月24日までに以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

○金融機関口座からの自動引き落とし

金融機関：最寄りの金融機関をご利用できます。

引落日：金融機関により引き落とし日が異なりますので請求書をご確認ください。
(24日が金融機関の休業日の場合は、翌金融機関営業日に引き落としとなります。)

○その他のお支払い

クレジットカード、電子マネー等でのお支払いはご利用できません。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービス利用の中止、変更又は追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

6. 訪問入浴介護サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

訪問入浴介護サービスの利用にあたり、契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事

業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとしします。

③備品等の使用

訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（２）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

（３）訪問入浴介護員の禁止行為

訪問入浴介護員は、ご契約者に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①医療行為②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|---|

指定訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問入浴サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

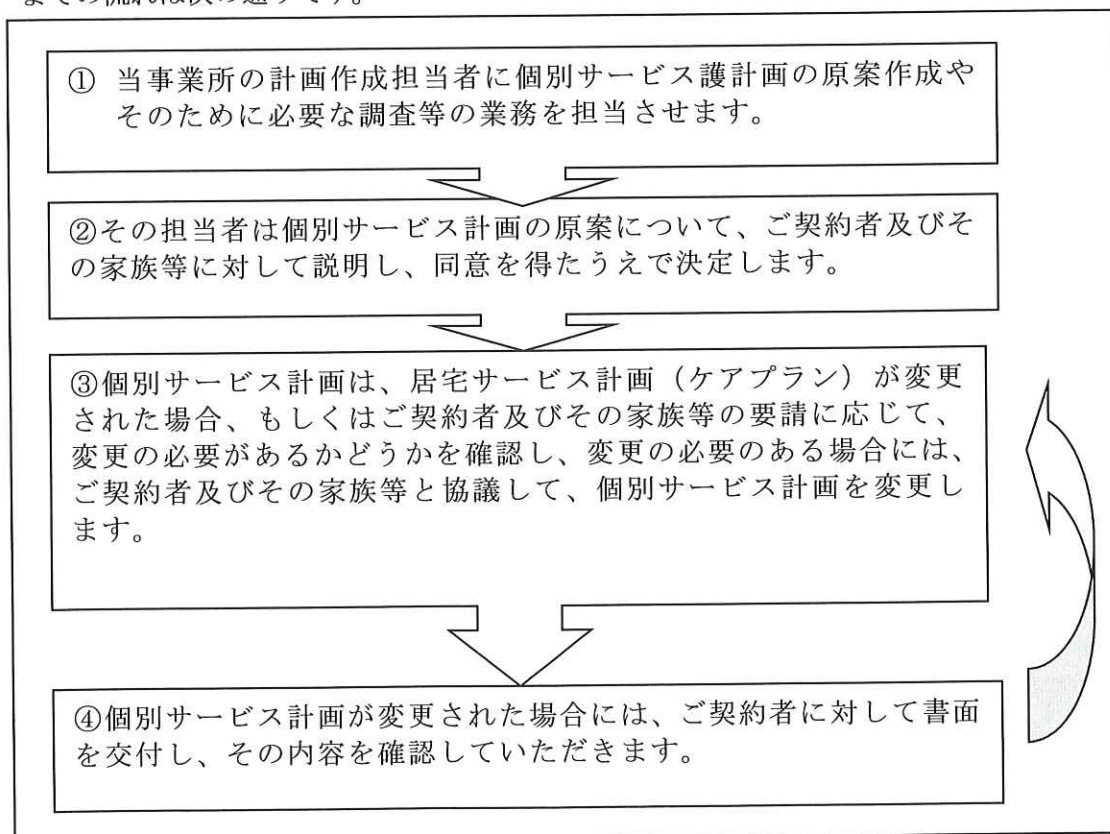
1. 実施事業

当法人では、次の事業を実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定 定員90名
[短期入所生活介護]	平成12年3月15日指定 定員10名
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年4月1日指定
[通所介護]	平成12年3月15日指定 定員25名
[介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（第1号通所事業）]	平成29年4月1日指定
[認知症対応型共同生活介護]	平成12年3月15日指定 定員9名
[介護予防認知症対応型共同生活介護]	平成18年4月1日指定
[地域密着型介護老人福祉施設]	平成26年9月1日指定 定員29名
[居宅介護支援事業]	平成11年11月1日指定
[予防介護支援事業]	平成18年4月1日
[配食サービス]	平成5年4月1日

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



3. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 事故発生時の対応

訪問入浴介護サービス提供により事故が発生した場合、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

5. 緊急時の対応

利用者に対するサービス提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、家族への連絡等の措置を行うとともに、管理者へ報告します。

6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 非常災害対策について

当施設において、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、訓練等を行います。

8. 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

職員に対しては、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練の実施、また、定期的な業務継続計画の見直し、必要に応じた変更を行います。

9. 身体拘束の禁止について

原則、ご契約者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前にご契約者及び身元引受人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 高齢者虐待の防止、尊厳の保持について

ご契約者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め、ご契約者の権利擁護に取り組みます。

また、虐待防止に関する担当者を選定し、虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。

サービス提供中に職員または養護者（養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる状況を発見した場合は、速やかに、これを町に通知します。

11. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合（次ページに続く） |
|---|

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の２日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（４）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

12. 第三者評価の実施状況について

実施状況：無

◎苦情受付について

当事業所における苦情やご相談は以下で受け付けます。また、特別養護老人ホーム鹿寿苑正面玄関及び喫茶コーナーの苦情受付ボックスにても受け付けています。

《鹿寿苑苦情解決組織》

役 職 名	氏 名	連絡先（電話番号）は、施設内に掲示してあります
第三者委員	土屋 哲雄	
〃	平野 みつ子	

苦情解決責任者 苦情受付担当者 (総合受付)	三浦 真由美	鹿寿苑理事・施設長	中能登町西馬場エ部 56 番地 TEL 72-2600
	二宮 佳代	事務次長兼在宅サービス課 課長	TEL 72-2600
	宮島 万恵	施設サービス課 課長	TEL 72-2600
	谷内 美智江	地域密着型施設サービス課 グループホーム 主任	〃
(特養受付)	瀬戸川 由希	在宅サービス課	TEL 72-3900
(グループホーム受付)		居宅介護支援 主任	
(在宅受付)			
(第二鹿寿苑)	竹林 明美	地域密着型施設サービス課 第二鹿寿苑 課長	中能登町西馬場エ部 64 番地 TEL 72-3303

《行政機関その他苦情受付機関》

中能登町長寿福祉課	所在地	鹿島郡中能登町能登部下 9 1 部 2 3 番地 TEL (0767) 72-3133 FAX (0767) 72-3794
中能登町高齢者支援センター	所在地	鹿島郡中能登町能登部下 9 1 部 2 3 番地 TEL (0767) 72-2697 FAX (0767) 72-3794
石川県社会福祉協議会	所在地	金沢市本多町 3-1-10 TEL (076) 224-1212 FAX (076) 222-8900
石川県国民健康保険団体連合会	所在地	金沢市幸町 1 2 番地 1 号石川県幸町庁舎 TEL (076) 261-5191 FAX (076) 261-5148